

改定前	改定後
<p>東武 ETC カード特約</p> <p>第2条（用語の定義）</p> <p>本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。</p> <p>1 「ETC システム」とは、ETC 利用者が、ETC カード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。</p> <p>第3条（ETC カードの発行と管理）</p> <p>1. 会員が ETC カードの追加対象として指定するクレジットカード（以下「指定カード」と称します。）の会員規約（以下「会員規約」と称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカード会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、指定カードに追加して ETC カードを発行し、貸与します。</p> <p>第9条（免責事項）</p> <p>当社は、第5条に基づく ETC カードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。</p> <p>第10条（個人情報の取り扱い）</p> <p>2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩しないよう当社の責任において適切に管理します。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>2017年11月現在</u></p>	<p>東武 E T C カード特約</p> <p>第2条（用語の定義）</p> <p>本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。</p> <p>1. 「E T C システム」とは、E T C 利用者が、E T C カード <u>および</u> 車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。</p> <p>第3条（E T C カードの発行と管理）</p> <p>1. 会員が E T C カードの追加対象として指定するクレジットカード（以下「指定カード」と称します。）の会員規約（以下「会員規約」と称します。）に定めるクレジットカード会社（以下「当社」と称します。）は、当社が発行するクレジットカード会員が、会員規約 <u>および</u> 本特約を承認のうえ、所定の方法で ETC カードの利用をお申し込みいただき、<u>当社が E T C カードの利用を承諾した場合</u>、指定カードに追加して E T C カードを発行し、貸与します。<u>契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。</u></p> <p>第9条（免責事項）</p> <p>当社は、第5条に基づく E T C カードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、E T C システム <u>および</u> 車載器に関する一切の紛議の解決、<u>および</u> 損害賠償の責任を負わないものとします。</p> <p>第10条（個人情報の取り扱い）</p> <p>2. 当社は、前項の情報を目的外利用 <u>および</u> 第三者への開示または漏洩しないよう当社の責任において適切に管理します。</p> <p><u>第12条（本特約の変更）</u></p> <p><u>本特約の変更は、東武カード会員規約で定める規約の変更方法を準用するものとします。</u></p> <p><u>2020年3月18日現在</u></p>

東武カード Web サービス規約

第4条（利用者およびその登録）

2. 本サービスの利用登録を希望する会員は、本規約を承認し、インターネット上で、カードの会員番号、氏名、電話番号、その他本サービスの所定項目を入力の上、ID・パスワード（以下「認証情報」という）を申請することとし、認証情報の登録をもって、本サービスの利用登録が完了したものとします。登録に必要な所定の項目は、当社が随時変更できるものとします。なお、利用明細書照会および本人認証サービスの利用登録を希望する会員は、前記の手続きの他、別途登録手続きが必要となります。
4. 利用者に第2項記載の各項目及びEメールアドレスに変更があるときは、遅滞なく、当社に届け出るものとします。

第6条（本サービスの運営および中止ならびに追加・変更）

4. 当社はホームページに公開するなどの所定の方法で利用者に通知もしくは告知することにより、本サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（当社ホームページに公開するなど）いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員が本サービスを利用した場合は変更事実が承認されたものとします。

第16条（本規約の優先）

本規約に定めない事項については、東武カード会員規約によるものとし、本規約と東武カード会員規約が重複する事項および本規約にのみ定められている事項については、本規約が適用されます。

2019年12月23日

東武カード Web サービス規約

第4条（利用者およびその登録）

2. 本サービスの利用登録を希望する会員は、本規約を承認し、インターネット上で、カードの会員番号、氏名、電話番号、その他本サービスに**必要な**項目を入力の上、ID・パスワード（以下「認証情報」という）を申請することとし、認証情報の登録をもって、本サービスの利用登録が完了したものとします。登録に必要な**(削除)**項目は、当社が随時変更できるものとします。なお、利用明細書照会および本人認証サービスの利用登録を希望する会員は、前記の手続きの他、別途登録手続きが必要となります。
4. 利用者に第2項記載の各項目**および**Eメールアドレスに変更があるときは、遅滞なく、当社に届け出るものとします。

第6条（本サービスの運営および中止ならびに追加・変更）

4. 当社はホームページに公開するなどの**(削除)**方法で利用者に通知もしくは告知することにより、本サービスを任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。

第13条（規約の変更）

本規約を変更する場合は、**東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。**

第16条（本規約の優先）

本規約に定めない事項については、東武カード会員規約によるものとし、本規約と東武カード会員規約が重複する事項および本規約にのみ定められている事項については、本規約が適用されます。

2020年3月18日

東武カードアプリ特約

第9条（本特約の改定）

1. 本特約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（当社ホームページに公開するなど）いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員が本アプリを利用した場合は、変更事実が承認されたものとします。

2019年12月9日

東武カードアプリ特約

第9条（本特約の**変更**）

1. 本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

2020年3月18日

本人認証サービスに関する特約

第1条（利用規定および定義）

2. 東武カード（DC VISA）会員及び東武カード（UC VISA）会員は「VISA 認証サービス」を利用するものとします。
3. 東武カード（DC マスター）会員及び東武カード（UC マスター）会員は「MasterCard SecureCode」を利用するものとします。
5. 本人認証サービスの利用申込みに際しては、所定の認証パスワード及びパーソナルメッセージを登録するものとします。
6. 「本人認証サービス参加加盟店」とは、当社の定める会員規約における加盟店のうち、当該加盟店の運営する WEB サイト（以下、「加盟店サイト」という。）において、本人認証サービス利用者からカードを利用した商品の購入及びサービス等の提供の申込みをオンラインで受け付けるに際し、本人認証サービス利用者に対し、当該加盟店サイト上におけるカード番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトまたは同サイトから誘導された WEB サイト（以下、「誘導サイト」という。）上において、本人認証サービス利用登録時に設定した認証パスワードの入力による認証手続きを要求する加盟店をいいます。

第3条（本人認証サービスの内容等）

2. 当社は、当社所定の利用方法で利用者へ通知または告知することにより、本人認証サービスの内容を任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者へ不利益が生じても、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条（利用解除）

1. 会員が本人認証サービスを利用解除する場合には、東武カード Web サービスの利用解除または当社所定の方法で申請することにより、利用解除することができるものとします。

第10条（特約の改定）

当社は本特約を随時変更することができるものとします。本特約を変更した場合には、当社は本人認証サービス利用者へ変更事項を通知もしくは告知（当社 WEB サイトに公開するなど）いたします。

なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、本人認証サービス利用者が本人認証サービスを利用した場合は、当該変更へ同意したものとします。

第11条（本特約の優先）

本特約に規定の無い事項は、東武カード会員規約及び東武カード Web サービス規約の定めに従うものとします。本特約と東武カード会員規約及び東武カード Web サービス規約が重複する事項については、本特約が優先されます。

第12条（存続条項）

本人認証サービスを利用解除または利用登録が抹消された場合においても、第6条の定めについては、引き続き効力を有するものとします。

2019年12月23日

本人認証サービスに関する特約

第1条（利用規定および定義）

2. 東武カード（DC VISA）会員および東武カード（UC VISA）会員は「VISA 認証サービス」を利用するものとします。
3. 東武カード（DC マスター）会員および東武カード（UC マスター）会員は「MasterCard SecureCode」を利用するものとします。
5. 本人認証サービスの利用申込みに際しては、（削除）認証パスワードおよびパーソナルメッセージを登録するものとします。
6. 「本人認証サービス参加加盟店」とは、当社の定める会員規約における加盟店のうち、当該加盟店の運営する WEB サイト（以下、「加盟店サイト」という。）において、本人認証サービス利用者からカードを利用した商品の購入およびサービス等の提供の申込みをオンラインで受け付けるに際し、本人認証サービス利用者に対し、当該加盟店サイト上におけるカード番号・有効期限等の入力に加え、加盟店サイトまたは同サイトから誘導された WEB サイト（以下、「誘導サイト」という。）上において、本人認証サービス利用登録時に設定した認証パスワードの入力による認証手続きを要求する加盟店をいいます。

第3条（本人認証サービスの内容等）

2. 当社は、ホームページに公開するなどの方法で利用者へ通知または告知することにより、本人認証サービスの内容を任意に追加、変更、中止できるものとします。その結果、利用者へ不利益が生じても、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条（利用解除）

1. 会員が本人認証サービスを利用解除する場合には、東武カード Web サービスの利用解除 メニューまたは当社 への申請により、利用解除することができるものとします。

第10条（特約の変更）

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

第11条（本特約の優先）

本特約に規定の無い事項は、東武カード会員規約 および 東武カード Web サービス規約の定めに従うものとします。本特約と東武カード会員規約 および 東武カード Web サービス規約が重複する事項については、本特約が優先されます。

第12条（存続条項）

本人認証サービスを利用解除または利用登録が抹消された場合においても、第6条の定めについては、引き続き効力を有するものとします。

2020年3月18日